

犯罪被害者週間とは

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日～12月1日）を毎年「犯罪被害者週間」と定められました。

犯罪被害者週間

～とどけよう やさしいこころ おもいやり～

11月25日（木）～12月1日（水）は、
犯罪被害者週間です。

問町民課 ☎内線237

被害者の方が直面する問題



殺人、傷害、性犯罪などの被害に遭うと、心や身体に様々な問題が起こります。

→心身の不調

- ・感情や感覚のマヒ
- ・恐怖、怒り、自分を責める
- ・気持ち
- ・事件のフラッショバック

→生活上の困難

- ・家事や育児が手につかない
- ・自宅や近所で被害にあった場合、転居せざるを得なくなる
- ・家に引きこもりがちになる
- ・医療費や弁護士費用等の多額の出費
- ・休業や失業により収入が途絶える

↓検査・裁判に伴う様々な負担

- ・初めてのこと、慣れないことばかりで心細い
- ・同じことを何度も説明しなくてはいけない
- ・法律の専門用語がわからぬい

二次被害について

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛、身体の不調等の二次被害を受けることも少なくありません。

二次被害を避けるために、以下の点に注意しましょう。

・法テラス

☎ (0570) 079714

平日の9時～21時、土曜の9時～17時（祝日・年末年始を除く）



・かながわ犯罪被害者サポートステーション

☎ 045 (311) 4727

月曜～土曜の9時～17時（日曜・祝日・年末年始を除く）

被害に遭われた方へ

ホンデリンガ
ご協力のお願い

一人で悩んでいませんか？ 一人で抱えずに、気軽にご相談ください。

いくつか相談先をご紹介します。

・かながわ犯罪被害者サポートステーション

☎ 045 (311) 4727

月曜～土曜の9時～17時（日曜・祝日・年末年始を除く）

犯罪被害者週間に合わせ、読み終わった図書の寄付（ホンデリンガ）を受け付けます。ホンデリンガは、集めた図書の売却益を被害者支援団体の財政支援にあてる取組みです。

・受付期間 11月25日（木）～12月1日（水）の開庁時間

・場所 大磯警察署、大磯町役場本庁舎、国府支所

・対象 ISBN（図書の表紙に記載の13桁の数字）のある図書

大磯警察署では年間を通じてホンデリンガの受付を行っています。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、受付方法等を変更する場合がありますのでご了承ください。

※フォームでのメール相談も受付けています。
<https://www.houterasu.or.jp/index.html>

・大磯警察署 住民相談係
☎ (72) 0110

問 大磯警察署 住民相談係
☎ (72) 0110

